



WAY通信 <前向きな息ヌキをしよう！>

CONTENTS

1~3
住宅ローン減税と
税源移譲 [part2]

支部の目玉紹介
中国支部
小田書記長

【新規】福利厚生施設

四国・高松
【NEWレオマワールド】



《割引契約内容》

～入園チケット～

大人:1,000-
小人:700-

【3月～11月】
大人:800-
小人:550-

【12月～1月】
大人:700-
小人:500-

～フリーパス～

大人:3,000-
小人:2,700-

【3月～11月】
大人:2,500-
小人:2,200-

【12月～1月】
大人:2,100-
小人:1,900-

《(この他)「天然温泉」

森の湯」割引あり》

《割引利用のフロー》

組合事務所へ連絡の上「NEWレオマワールド」利用とさせていただきます。優待割引チケットをお送りします。優待割引チケットを入場窓口に提出することで割引が受けられます。

住宅ローン減税と税源移譲について <part2>

「WAY通信 VOL.2」(ヤナセ労働組合ホームページで取得できます:www.ywu.jp)でお伝えしたとおり、平成11年から平成18年までの住宅ローン減税対象者の場合、税源移譲(国税:所得税から地方税:住民税)による所得税額の減少によって、所得税から全額控除しきれない可能性があります。その場合は、市町村役場に「市町村民都道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」提出することで、所得税から減税できない分は住民税から減税される特例が設けられました。今回の「WAY通信」では、この住宅ローン減税が年末調整で控除されたかどうか?確認する方法を解説します。

1. 税源移譲と住宅ローン控除についてのおさらい

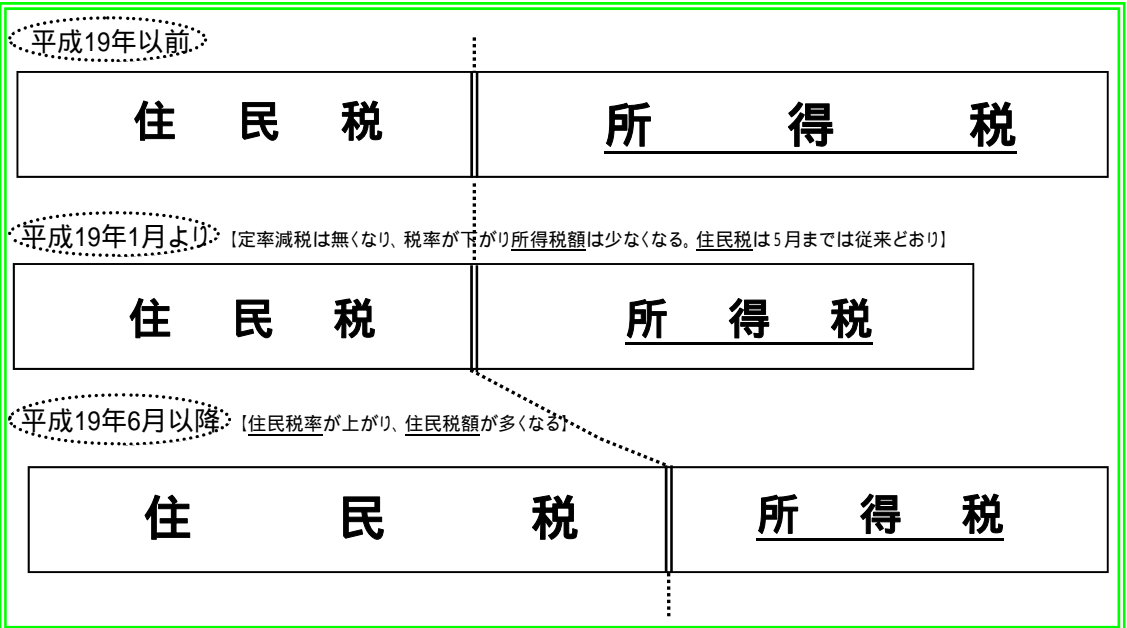
平成19年より、所得税の税源の一部を地方税に移譲

【所得税と住民税の税率が変更】

所得税と住民税の合計額は変わりませんが、同じ年収なのに所得税額が少なくなります。

《月次賃金に住民税と所得税の占める割合》

グラフで表している住民税と所得税の割合は比率を表しています。



《住宅ローン控除の問題》

住宅ローンの残高によって所得税額から最長10年間減税をするものです。つまり、毎年の所得税額と年末の住宅ローンの残高によって、所得税の減税額が変わってくる仕組みです。地方税(住民税)へ税源移譲により、ほとんどのの人にとって所得税額が減ることになるので、これまでの住宅ローン減税額を取得税で控除できない方が出る可能性があります。

2. 控除を受けられたかを判断する

所得税の減額により、住宅ローン減税が受けられない場合は住民税より控除が受けられます。しかしながら、自分の控除が所得税で満額控除されたのか、また、されていないのかを見極めなければなりません。ここでは所得税から控除が満額受けられたのかを判断するポイントをお知らせします。

平成19年度源泉徴収票(参考例)

平成19年分 給与所得の源泉徴収票		氏名		住所	
支払を受ける者		組合 太郎		東京都港区芝浦1-6-38	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給料・賞与	6,596,000	4,736,800	2,340,000	0	
控除対象配偶者の有無	配偶者の特別控除の額	扶養親族の数	障害者の数	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額
有無	円	人	人	円	円
住宅借入金等特別控除の額	271,300	国民年金保険料の金額	0	住宅借入金等特別控除の額	142,000
住宅借入金等特別控除可能額	271,300	国民年金保険料の金額	0	住宅借入金等特別控除の額	142,000
住宅借入金等特別控除の額	271,300	国民年金保険料の金額	0	住宅借入金等特別控除の額	142,000
住所(国所)又は所在地	東京都港区芝浦1-6-38				
氏名又は名称	株式会社ヤナセ				

B

「住宅ローン減税等の控除額」この金額が、所得税で控除できた金額になります。

A

「住宅ローン減税対象額」この金額が、年末に申請した住宅ローンの控除額になります。

控除の見分け方“POINT”

①の金額より②の金額が少ない場合は、所得税で控除しきれていないことになります。年末調整で住宅ローン控除申請をした金額より、②の金額が少ない場合は、所得税で控除しきれていないことになります。

3. 控除しきれなかった分は住民税から控除されます。



税源移譲により所得税が減税となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、取得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、住民税から控除できます。

……住民税から控除を受けるには……

平成20年1月1日現在に住んでいる市区町村の課税課窓口もしくは管轄の税務署にお問い合わせください。
申告期限は3月17日までとなっています。

支部の目玉紹介 (中国支部発)

ハム、ソーセージ専門店「グルメロード安田」そこは、人口約55,500の山口県下松市に存在します。小さな街の小さな店舗ですが、そこで作られる製品は絶品です。このご主人はドイツで行われたコンテストで、世界チャンピオンに輝いた腕前の持ち主。厳選された素材と熟練の技術で作られた商品は天下一品といっても過言ではありません。私のお気に入り、絶妙な塩加減がおいしいベーコンと、荒挽きソーセージ、仏産鴨スモークです。一時期は、TVの特選素材として紹介され、店頭にいってもなかなか入手しづらかったのですが、最近では落ち着き品切れはなくなりました。インターネットでも販売していますので全国から注文できるそうです。興味のあるかたは、一度アクセスされたら如何でしょうか？



店内風景



店舗正面



「ウイナーとベーコン」



案内人
中国支部
書記長 小田 篤信
中国営業本部
周南支店サービス課

【グルメロード安田】

山口県下松市美里町
1-1600-7
TEL:0833-45-3511

「Yahoo JAPAN」の検索で店名「グルメロード安田」を入れると案内が出てます。